介護職員等処遇改善加算の見える化要件について

令和 6 年 6 月の介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算が改定され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定要件は、①月額賃金改善要件、②キャリアパス要件、③職場環境等要件、④見える化要件の 4 つです。
上記のうち、④の見える化要件とは介護職員等処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、自社のホームページ等を活用して公表していることとされております。

この要件に基づいた当法人の取り組みは以下の通りです。

介護職員等処遇改善加算の取得状況

介護職員等処遇改善加算Ⅳ

職場環境要件項目及び当事業としての取り組み

月額賃金改善要件	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること
キャリアパス要件	キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）とキャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中（令和7年3月末まで）に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること
	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額 440 万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること
職場環境等 要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること
見える化 要件	情報公表システムやホームページ等での見える化要件を満たすこと